

## 議 事 概 要

### 1 代表者会議の開会について

- ・定例会中は、一般審査終了後及び知事質問終了後にそれぞれ代表者会議を開会することとし、それ以外は必要に応じて開会。

### 2 説明員の出席の取扱いについて

#### (1)教育委員

- ・行政委員の出席要求については、申合せ事項のとおり、委員会で協議の上、必要の都度出席を要求することで、各会派了承。

#### (2)理事者

- ・副首都推進局が所管する事項のうち、公立大学法人大阪に関する事項が本委員会の所管であるため、説明者は、副首都推進局理事兼公立大学法人担当部長、総務担当部長及び公立大学法人担当課長の3名に出席を求めることで各会派了承。
- ・理事者については、申合せ事項のとおり、理事者の絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えないこと、また、委員長の許可を得て、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席することが可能となっている。

### 3 委員会の所管事務に係る調査について

- ・本委員会における所管事務に係る調査について、各会派の意向聴取。  
大阪維新…すぐに調査すべき項目はないため、今後必要性が生じた際、調査したい  
公明党…維新と同様  
自民党…維新と同様  
民主主…他会派との足並みを揃える必要があるものの、テーマを挙げるとするならば、高校の内装工事が進んでいる中での、建築資材不足の影響について基礎的な調査をしたい
- ・民主の発言を受け、大阪維新より、「正確な情報の把握が重要であるため、現地調査も含めた説明聴取をしたい」と発言。
- ・調査を実施したい意向があったため、後日あらためて協議。
- ・次回の代表者会議については、6月3日水曜日の本会議散会後に開会することで、各会派了承。

### 4 本日の委員協議会について

〔資料「教育常任委員協議会次第」参照〕

- ・このあと11時からの委員協議会は、資料に記載のとおり進行。
- ・理事者説明資料、委員名簿、配席図及び委員会運営に関する申合せ事項等を、府議会情報共有サイトに掲載している旨を周知。